

寒河江市子育て短期支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、保護者の疾病その他の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合に、児童福祉施設等において一定期間養育又は保護する子育て短期支援事業（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業内容等)

第2条 この事業の利用対象者、事業内容及び実施方法は、次項及び第3項に規定するものとする。

2 ショートステイ事業

(1) 利用対象者

ショートステイ事業の対象となる者は、次に掲げる事由等に該当する家庭の児童とする。

ア 児童の保護者の疾病、育児疲れ、育児不安等身体上又は精神上的の事由

イ 出産、看護、事故、災害、失踪等家庭養育上の事由

ウ 冠婚葬祭、出張や学校等の公的行事への参加等社会的な事由

エ 保護者の育児不安や過干渉等により養育環境等に課題があり、児童自身が一時的に保護者と離れることを希望し、保護者も同意する場合

オ その他市長が必要と認める場合

(2) 事業内容及び実施方法

ア 市長は、対象児童に対し適切な処遇が確保される児童養護施設等（以下「実施施設」という。）において宿泊を伴う養育又は保護を行うものとする。

イ ショートステイ事業の実施期間は、当該保護者の心身の状況、当該児童の養育環境その他の状況を勘案して市長が必要と認める期間とする。

3 トワイライト事業

(1) 利用対象者

トワイライト事業の対象となる者は、保護者の仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となり養育が困難となった家庭の児童、養育環境等に課題があり一時的に保護者と離れることを希望する児童等で市長が認めた者とする。

(2) 事業内容及び実施方法

ア 市長は、対象児童に対し実施施設において保護し、生活指導、食事の提供等を行うものとする。ただし、宿泊を伴わないものとする。

イ トワイライト事業の実施に当たっては、生活指導等を行う職員を確保するものとする。

(実施施設)

第3条 この事業の実施施設は、あらかじめ市長が委託契約を締結した児童福祉施設等（以下「受託施設」という。）とし、委託料は別表に定める金額を上限として、1月単位でこれを精算し支払うものとする。

(申請手続)

第4条 この事業の利用を希望する者（以下「申請者」という。）は、寒河江市子育て短期支援事業利用申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。ただし、緊急一時的に養育し、又は保護する場合において、市長がやむを得ない事情があると認めたときは、申請書の提出が遅滞しても申請手続があったものとみなすことができる。

(利用の決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請書の提出を受けたときは、速やかに利用の適否を決定するものとする。

2 市長は、利用を決定したときは、寒河江市子育て短期支援事業利用決定通知書

(様式第2号)により申請者に通知するとともに、その写しを受託施設に送付するものとする。

- 3 市長は、利用を不適としたときは、寒河江市子育て短期支援事業利用却下通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(費用の一部負担)

第6条 市長は、前条第2項の決定を受けて事業を利用した保護者から、別表に定めるところにより経費の一部を徴収することができる。

- 2 保護者は、市長が発行した納入通知書により、前項の一部負担金を指定する金融機関に納入するものとする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

事業基準額

事業区分	委託料 1人日額	利用者負担	
		区分	金額（円）
ショートステイ事業	2歳未満児 11,000円	生活保護世帯	0
		市民税非課税世帯	1,370
		その他の世帯	5,500
	2歳以上児 6,000円	生活保護世帯	0
		市民税非課税世帯	1,200
		その他の世帯	3,000
トワイライト事業	夜間養護 2,500円	生活保護世帯	0
		市民税非課税世帯	370
		その他の世帯	1,250
	休日 5,000円	生活保護世帯	0
		市民税非課税世帯	750
		その他の世帯	2,500

（消費税含む。）

寒河江市子育て短期支援事業利用申請書

年 月 日

寒河江市長 様

住 所

申請者 氏 名

電話番号

（対象児童との関係： ）

寒河江市子育て短期支援事業実施要綱に基づき、下記の通り申請します。なお、保護者負担金の算定にあたっての課税資料の閲覧に同意します。

記

世帯構成	対象児童 ○印	氏名	性別	続柄	生年月日(年齢)	職業・学校等
					年 月 日()	
					年 月 日()	
					年 月 日()	
					年 月 日()	
					年 月 日()	
					年 月 日()	
住 所	寒河江市					
緊急連絡先	①氏名 (続柄) 電話番号 ②氏名 (続柄) 電話番号					
事業の種類	<input type="checkbox"/> ショートステイ事業 <input type="checkbox"/> トワイライト事業（夜間・休日）					
利用理由	1 保護者の疾病、育児疲れ、育児不安等身体上又は精神上の理由 2 保護者の出産、看護、事故、災害、失踪等家庭養育上の理由 3 保護者の冠婚葬祭、出張や学校等の公的行事への参加等社会的な理由 4 児童自身が一時的に保護者と離れることを希望（保護者も同意） 5 その他 ()					
利用希望 期 間	年 月 日 (曜日) 午前・午後 時から 年 月 日 (曜日) 午前・午後 時まで (日間)					

※ 保護者負担金（この欄は記入不要です。）

世帯状況	1. 生活保護世帯	2. 市民税非課税世帯	3. その他の世帯
金 額	円 × 日 × 人 = 円		

様

寒河江市長

寒河江市子育て短期支援事業利用決定（却下）通知書

年 月 日付で申請のあった寒河江市子育て短期支援事業について、下記のとおり決定（却下）したので通知します。

記

1 決定の内容

対 象 児 童	氏 名	性別	生年月日(年齢)
			年 月 日 (歳)
			年 月 日 (歳)
			年 月 日 (歳)
			年 月 日 (歳)
事業の種類	<input type="checkbox"/> ショートステイ事業 <input type="checkbox"/> トワイライト事業（ 夜間・休日 ）		
利用期間	年 月 日 (曜日) 午前・午後 時から 年 月 日 (曜日) 午前・午後 時まで (日間)		
利用施設			
利用負担金	<input type="checkbox"/> あり 1日につき 円× 日× 人 = 円 <input type="checkbox"/> なし		
注 意 事 項	1. 利用期間を変更する場合はすみやかに申し出てください。 2. 施設の入所にあたっては、施設長の指示に従ってください。 3. 施設への送迎は、保護者等が行ってください。 4. 医療機関にかかった場合は、利用者負担となります。		

2 却下の理由

--